



# 転入届 ようこそ福山市へ



福山市都市ブランド  
ロゴマーク

転入にともなう主な手続として次のようなものがあります。

☑	項目	手続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	住民票	○住民異動届（転入届）が必要です。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	□転出証明書または マイナンバーカード・住基カード □在留カード ・特別永住者証明書 □本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○印鑑登録が必要な人は、手続してください。 ○申請された本人に照会書を送付します。ただし、官公署発行の写真付本人確認書類（運転免許証・旅券など）があれば、即日登録できます。	□登録する印鑑 □本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住基カード	○新しい住所を記載します。 ○マイナンバーカード・住基カードのICチップのデータを修正するために各人の暗証番号が必要です。 ◆持参されていない場合は、後日、券面記載事項変更の手続をしてください。 ○マイナンバーカードに署名用電子証明書が必要な場合は、新たに申請してください。	□マイナンバーカード ・住基カード	
<input type="checkbox"/>	登録型本人通知制度	○代理人や第三者に住民票などを交付したことを、お知らせする制度です。事前に登録が必要です。	□本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○社会保険などに加入していない人は、手続をしてください。 ◆被保険者証は、後日郵送します。 ◆保険税の納税通知書は、届出日の翌月中旬頃に郵送します。ただし、3月～5月に加入の届出をされた場合は、7月中旬頃に郵送します。 ◆口座振替の手続が必要です。	□本人確認書類 □世帯主と届出に該当する人のマイナンバー  □通帳またはキャッシュカード □金融機関届出印	保険年金課 資格職課担当 928-1055 本庁1階
<input type="checkbox"/>	国民年金	○第1号被保険者の人は、納付書はそのままお使いください。 ◆口座振替は継続されます。  ○本人または配偶者が退職した場合は、第1号被保険者への加入届が必要です。  ○年金を受給している人は、住所変更届が必要な場合がありますので、確認してください。	□本人確認書類 □退職日がわかるもの □年金手帳 □マイナンバー  □本人確認書類 □年金手帳 □マイナンバー	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○住所変更手続が必要です。 ◆新しい住所の被保険者証は、後日郵送します。	□負担区分等証明書 （県外からの転入） □後期高齢者医療被保険者証 など （県内からの転入）	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
<input type="checkbox"/>	介護保険	○前住所地で要介護・要支援認定を受けている人は、転入した日から14日以内に認定申請の手続をしてください。 ◆被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。	□前住所地の 介護保険受給資格証明書 □65歳未満の場合は 健康保険証	介護保険課 928-1180 本庁3階
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳等	○「妊産婦・乳児一般健康診査等受診申出書」を提出してください。 ◆前住所地での受診票は、福山市用と差替できる場合があります。 ・妊娠中の人には、「妊婦一般健康診査補助券」などを差替します。 ・産婦（産後2か月未満）の人には、「産婦健康診査補助券」などを交付します。 ・乳児がいる人には、「乳児一般健康診査受診票」などを交付します。 ○13歳までのご家族がいれば、「子どもの予防接種ファイル」をお渡しします。	□母子健康手帳 □前住所地での受診票 など	ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童手当	○転入届提出後、申請手続をしてください。（前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。） ◆中学校修了前の児童を養育している人に支給されます。 ◆単身赴任の人など、児童と別世帯でも手続が必要な場合があります。	□請求者名義の預金通帳 □請求者の健康保険証 □請求者のマイナンバー □本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	○父母の離婚、父または母の死亡・拘禁・遺棄などにより、父または母のいない児童及び父または母が一定の障がいの状態にある児童を養育している人に支給されます。 ◆所得制限などがあります。 ○前住所から継続して支給を受ける場合は、住所変更届が必要です。	□前住所地の 児童扶養手当証書 □本人確認書類 □印鑑 □マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成	○転入日の翌日から14日以内に申請してください。（必要なものが揃っていても必ず窓口にお越しください。） ○保険診療による医療費の一部を、15歳到達後最初の3月31日（中学校修了）まで助成します。 ◆生計中心者の所得制限があります。	□お子様の健康保険証 □場合により所得課税証明書 □マイナンバー など	

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手 続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	ひとり親等 家 庭	<p>■手続についてはご相談ください。</p> <p>○18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している配偶者のない人とその児童など一定の要件に該当する場合には、保険診療による医療費の一部を助成します。</p> <p>◆本人及び扶養義務者の所得制限があります。</p>	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	特定医療費 (指定難病)	医療費助成	<input type="checkbox"/> 前住所地での受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民票(指定難病のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	保健予防課 928-1127 福山すこやか センター4階
<input type="checkbox"/>	小児慢性 特定疾病		<input type="checkbox"/> 転入手続後、すみやかに手続を行ってください。 <input type="checkbox"/> 健康保険証や世帯構成員に変更がある場合は、別に変更届などが 必要です。	
<input type="checkbox"/>	重度心身 障がいの者		<input type="checkbox"/> 転入手続後、すみやかに手続を行ってください。 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳1～3級所持者、療育手帳④・A・B所持者、 精神障がい者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療(精神通院) 受給者証所持者の保険診療による医療費の自己負担金(食事自己 負担額は除く)の一部を助成します。 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳、療育手帳 または 精神障がい者保健福祉手帳 と自立支援医療(精神通院) 受給者証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 場合により所得課税証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	障がい福祉課 928-1063 本庁1階
<input type="checkbox"/>	自立支援 (育成・更生・ 精神通院)	○住所変更手続を行ってください。	<input type="checkbox"/> 同一加入保険者全員の 健康保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者 保健福祉手帳	○住所変更届が必要です。 ◆手帳の種類によっては手続が異なります。	<input type="checkbox"/> 各手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> マイナンバー(※療育手帳の 場合は不要)	
<input type="checkbox"/>	障がい福祉 サービス等	○障がい福祉サービスなどの申請は、転入届提出後に行ってください。	<input type="checkbox"/> 転入前の市町村発行の 障がい支援区分認定証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバー など	障がい福祉課 928-1208 本庁1階
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳	○住所変更届が必要です。	<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 住民票 (広島県外と広島市のとき) <input type="checkbox"/> 手当証書 など	福祉総務課 928-1045 本庁東棟1階
<input type="checkbox"/>	保育所等の 入 所	○保育所等の入所については、保育施設課又は各保育所等までご連絡くだ さい。	<input type="checkbox"/> 入所申込書 <input type="checkbox"/> 保育が必要なことの証明書 <input type="checkbox"/> 所得課税証明書/マイナン バー など	保育施設課 928-1047 本庁7階
<input type="checkbox"/>	幼稚園、認可外 保育施設、一時 預かり等の利用 ※一部対象外園あり	○保育料等について、幼児教育・保育の無償化の適用を受ける場合 ◆幼稚園・認可外保育施設について、転入前と同じ園に引き続き通う 場合は、転入日までに申請が必要です。 ◆その他の場合は、入園日または利用開始日までに申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用 給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 保育が必要なことの証明書 (幼稚園の場合、保育料のみ を無償の対象とする場合は 不要)	
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育 学 校	○「転入学届」の提出が必要です。 ◆指定学校以外への転入学については、事前にご相談ください。 ◆市立小中義務教育学校以外への転入学については、「区域外就学届出 書」の提出が必要です。(入学を承諾する証明書を持参してください。)	<input type="checkbox"/> 前の学校の在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書給与証明書 <input type="checkbox"/> 就学承諾証明書	学事課 928-1169 本庁13階
<input type="checkbox"/>	上 下 水 道	○水道及び下水道の使用開始の手続が必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続できます。 ○地下水(井戸水)使用の場合は、下水道使用開始手続が必要です。		ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	○くみとり届(新規)が必要です。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階
<input type="checkbox"/>	飼 い 犬	○住所変更手続をしてください。鑑札を交換します。	<input type="checkbox"/> 前住所地での鑑札	生活衛生課 928-1165 福山すこやか センター5階
<input type="checkbox"/>	125 cc以下の バイクの登録	○登録手続をしてください。 ◆前住所地で返納していない場合は、「ナンバープレート」と「標識 交付証明書」が必要です。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 廃車証明書など車両内容が 分かるもの	税制課 928-1152 本庁2階
<input type="checkbox"/>	自 治(町内)会	○住民の親睦を図り、安心安全で明るく住みよい地域生活を営むため、お住まいの地域の自治 (町内)会への加入をお願いしています。 ○みなさまに「加入案内」をお渡ししますので、お住まいの地域の自治(町内)会長または班(組) 長にご連絡ください。連絡先が分からないときは、自治会連合会事務局(923-9633)へ問い 合わせてください。		協働のまちづくり課 928-1051 市民参画センター

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、保険証など)をお持ちください。